

(件名) 子宮頸がんワクチン副反応(副作用)の被害者への支援について  
(1, 4項)

(陳情の要旨)

子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン)は、平成22年11月に「緊急事業」としてスタートして以降、平成25年4月には定期接種化されるなど、国と地方自治体とで接種が推進されてきました。

その後平成25年6月には副反応の問題などから「当面の間、積極的な接種勧奨は差し控える」こととなりましたが、接種後さまざまな症状に苦しんでいる多くの方がいます。治療方法もわからず、また神経症状により学校や職場にも通えず、日常生活に支障をきたしている状態です。

接種対象が(当時)小6から高1の女子生徒であったことから、HPVワクチンの被害を訴えている方の多くの方は10代の少女であり、接種前は皆元気に学校や職場に通っていましたが、接種後に歩行機能や認知機能の低下、不随意運動、末梢神経や免疫機能の異常など、多岐にわたる症状が発症しています。医療の現場においても病態の診断や治療が難しく、症状はなかなか改善されないため、精神的、金銭的にも困窮しています。

国による救済制度は存在するものの、これまで厚労省が2,500人以上もの被害を把握しているにもかかわらず、平成27年9月に初めて11人の救済が決定したに留まるなど、依然進んでおらず、被害者そして家族にとっては、国の救済をただ待つのでは先が見えない苦しみを背負うこととなります。

被害を訴えている方の多くは子どもであり、学習する機会を奪われ、進学することも就職することもできず、日々痛みや異常な程の倦怠感、めまい、脱力感、記憶障害、学力障害などにより辛く苦しい日々を送っています。

国の判断を待つのではなく、鹿児島県議会の皆様にはぜひ私たちの訴えに耳を傾けて頂き、一日も早くHPVワクチン接種により起こっている問題を解決してください。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

#### 記

- 1 保険診療・自費診療にかかわらず、治療にかかる費用に対する援助を行うこと。
- 2 被害を訴えている学生への就職・就学支援やサポート体制、教育環境の充実を図ること。
- 3 子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン)を接種した人に対して、副反応について周知するとともに、相談窓口や医療機関について周知すること。また、県内での副反応の発生状況について調査を行うこと。
- 4 特別児童扶養手当について、子宮頸がんワクチン副反応の症状は一日の中でも症状が大きく変わること等を考慮して頂き、判断基準について検討すること。

(件名) 「大隅自然ミュージアム特区」と「有害鳥獣特区」の陳情について  
(1項)

(陳情の要旨)

COP21では、地球の危惧を世界の学者官僚の方が話しあわれたようです。日本の植物も、同様に危惧されるものもあります。そこで、今の内なら大隅の森林植物群は残れそうです。よって、特区の創設を陳情いたします。

また、鳥獣被害も県下の状況は目を覆うばかりです。まず、最も過疎高齢化が進んでいる大隅地区から対策を始め、県全体に鳥獣対策を勧めるため、下記のことについて特区の創設を陳情いたします。(別紙参考資料を参照)

#### 1 「大隅自然ミュージアム特区」について

今、『下層植生の茂った森』がシカの害で消えようとしています。

その実態は、北海道(10年前, 33万頭生息)から九州(5年前, 27万頭生息)迄、日本の全地域で被害が顕著になり、植物群生育種をも危ぶまれ、昔から日本を覆っていた照葉樹林帯の森は、現在では大隅だけになりました。

このような、貴重な大隅の森の現状から、「大隅自然ミュージアム」を陳情するものです。

(最近、全国のシカ生息密度は7倍に増、分布は10年で1.5倍に拡大、増加率は20%)

#### 2 「有害鳥獣特区」について

現在、大隅での狩猟者は過疎と高齢で75歳を越え(常連者)、捕獲後の搬出が困難、骨を埋めるところがない、販売力もなく、冷凍庫が満杯などで捕獲意欲がなくなり、鳥獣の驚異的増加と相乗して田舎道路や農地荒廃には目を覆うばかりであります。

この対策として、『猟をする人、加工をする人、販売をする人』など、本県の特性に合せ、一元化した仕組みに取り組むことが必要かと思われまます。

今こそ、有害鳥獣の「大隅特区(試験地)」にして、老狩猟師がいる間に、若者に猟の”いろは”を手とり足とり体感させ、猟をしたくなる行政こそ喫緊な課題であると思います。

(農林水産省調 有害鳥獣被害額は年約200億円、予算は年約100億円)

(件名) 別居や離婚後の共同養育及び共同監護、親子の面会交流に関する  
法整備を求める意見書の採択を求める陳情

(陳情の要旨)

現在、毎年25万組が離婚し、その6割に未成年の子がいます。3組に1組の夫婦が離婚しています。親権を失い子どもとの面会交流ができない親はその6割以上にもおよび、毎年15～16万人の子どもが、片親との関係を断絶させられています。また、離婚後に養育費を受け取れている世帯は2割程度しかいません。

[陳情の理由]

日本では、当事者の合意の基づく協議離婚が全体の9割近くを占めており、特に離婚後の親子関係や面会交流、養育費といった問題について十分な話し合いが行われていないことや、離婚後の生活環境の変化や子どもの気持ち等を配慮した内容となっていないことが少なくない。離婚後に父母間の問題が深刻化して調停が必要となる前に、父母間で話し合いが可能な時点で、子どもの養育について必要な合意形成を行えることが望ましい。そこで、離婚前後の父母による子の養育に関する適切かつ十分な取り決めがなされるように、父母にとって最も身近な基礎自治体や広域自治体が積極的な働きかけを行うことが必要とされています。

[経緯]

平成24年4月1日の民法改正に伴い、「子どもの面会交流」を父母間で取り決めると明記されたことを受けて、平成24年5月7日より東京都が『面会交流支援事業』を実施しています。その後、翌年の平成25年7月1日より千葉県が実施、平成25年12月より熊本県が実施しております。

鹿児島市議会の本会議においても、平成26年12月22日に採択された「こどもの養育支援を求めることについて」の要望であった、こどもの養育に関する合意書・こども養育プラン(兵庫県明石市の参考書式)が、同年12月24日より、市民課や各支所総務市民課等の窓口配置、常備することになりました。

自治体は結婚や離婚、子どもに関する手続きを行う窓口であり、父母の身近にあってその果たしうる役割は非常に大きいです。

面会交流とは、夫婦が別居や離婚をした後、子どもと離れて暮らしている父親や母親が定期的に子どもと会って話をしたり、一緒に遊んだりして交流することをいいます。本事業を行うことで、子どもの精神面の安定をもたらす、子どもの健やかな成長を有意義にすること等を目的としています。

自治体の適切な支援が早期に実施されることにより、当事者による面会交流や養育費の支払いを促すことができ、その履行も適切に行われることに繋がります。

[陳情事項]

国会及び関係行政庁に対し、公的支援・法整備を求める意見書を提出していただきたい。

(件名) こどもの養育支援を求めることについて

(陳情の要旨)

現在、毎年25万組が離婚し、その6割に未成年の子がいます。3組に1組の夫婦が離婚しています。親権を失い子どもとの面会交流ができない親はその6割以上にもおよび、毎年15～16万人の子どもが、片親との関係を断絶させられています。また、離婚後に養育費を受け取れている世帯は2割程度しかいません。

[陳情の理由]

日本では、当事者の合意の基づく協議離婚が全体の9割近くを占めており、特に離婚後の親子関係や面会交流、養育費といった問題について十分な話し合いが行われていないことや、離婚後の生活環境の変化や子どもの気持ち等を配慮した内容となっていないことが少なくない。離婚後に父母間の問題が深刻化して調停が必要となる前に、父母間で話し合いが可能な時点で、子どもの養育について必要な合意形成を行えることが望ましい。そこで、離婚前後の父母による子の養育に関する適切かつ十分な取り決めがなされるように、父母にとって最も身近な基礎自治体や広域自治体が積極的な働きかけを行うことが必要とされています。

[経緯]

平成24年4月1日の民法改正に伴い、「子どもの面会交流」を父母間で取り決めると明記されたことを受けて、平成24年5月7日より東京都が『面会交流支援事業』を実施しています。その後、翌年の平成25年7月1日より千葉県が実施、平成25年12月より熊本県が実施しております。

鹿児島市議会の本会議においても、平成26年12月22日に採択された「こどもの養育支援を求めることについて」の要望であった、こどもの養育に関する合意書・こども養育プラン(兵庫県明石市の参考書式)が、同年12月24日より、市民課や各支所総務市民課等の窓口配置、常備することになりました。

自治体は結婚や離婚、子どもに関する手続きを行う窓口であり、父母の身近にあってその果たしうる役割は非常に大きいです。

面会交流とは、夫婦が別居や離婚をした後、子どもと離れて暮らしている父親や母親が定期的に子どもと会って話をしたり、一緒に遊んだりして交流することをいいます。本事業を行うことで、子どもの精神面の安定をもたらす、子どもの健やかな成長を有意義にすること等を目的としています。

自治体の適切な支援が早期に実施されることにより、当事者による面会交流や養育費の支払いを促すことができ、その履行も適切に行われることに繋がります。

[陳情事項]

鹿児島県における『面会交流支援事業』の実施

(件名) 指宿山川太陽光発電開発に伴う大規模林地開発反対に関する陳情書

(陳情の要旨)

双日株式会社(以下事業者)とサンエコー(以下土地所有者)は、当初の計画では指宿市山川大山の土地におよそ40町歩に及ぶ太陽光発電所の開発を計画しています。開発の予定地は山で、その真下にある上出集落は度々土砂災害や浸水被害に見まわられています。大規模な森林の開発が行われると山の保水力が失われ、災害が起きることが予測されます。また、山の環境が変化し、鳥獣による農作物への被害も懸念されます。

[陳情理由]

1 自然災害の危険

開発予定地近隣の上出集落は指宿市のハザードマップに示されている土砂災害危険地域内にあります(資料1)。戦中、山は開墾され、家屋への浸水や土砂災害が頻繁に起きていました(資料2)。戦後、植林し地が安定してきたことと、集落民の約8割が地盤を底上げしてきたため、昭和60年以降、大きな浸水や土砂災害は起きにくくなっています。しかし、短時間で多量の雨が降ると、集落内の上流では道路が川の様になります(資料1-①地点, 写真1)。昨年(平成27年6, 7月)は降雨による被害が集落内でありました(資料1-②地点, 写真2)。特に資料1-②地点は通学道路になっており、登下校に交通量が多く歩道のない道路への迂回を余儀なくされました。また、昨年の降雨は大山区だけでなく、林地開発予定地に隣接する利永区や小川区にも浸水などの被害がでました。事業者側は太陽光発電開発を行う際、30年に一度の大雨を想定して調整池を作り、それにより排水状況はむしろ改善されるとの説明でした。しかし、指宿市の近年の降水量は2013年6月では460.5mm, 2014年6月では815.5mm, 2015年6月では1,398.5mm(気象庁各種データより)と年々増加しています。

2010年10月の奄美土砂災害では降水量が994.5mmで起こっています。今後の気象変動を考えるといつでも想定外が起きうる状況です。

2 農業生産環境への悪影響

開発予定の周辺地域では生活基幹の主となるものが農業生産です。近年の気象変動で農作物への鳥獣被害が増えつつあります。

また、指宿市は池田湖と鰻池の二つの水資源により農業生産や住生活を行っており、生活に関わる水資源に対しても悪影響が考えられます。

3 20年後の太陽光パネル、調整池、土地の処理問題

太陽光パネルの耐用年数である20年後、事業者側、土地所有者がともに膨大な数の太陽光パネルを適正に処理できるのか疑問です。太陽光発電利用後の調整池や土地がどのように使用されるのかも懸念材料です。開発に反対した当初、土地所有者は土地を中国系企業に売却することでした(資料3)。土地をどのように使用するのか、これは太陽光発電利用の20年後にも浮上してくる問題です。

4 精神的不安

上出集落は周囲を山で囲まれており、山に保水力がなくなれば、資料1-①地点写真1以上に道路が川になることも考えられ、避難経路を確保できるのか不安が募ります。

以上の理由により以下のことを陳情いたします。

[陳情]

大規模な森林開発は野生動物の生態系や水資源への悪影響、また土砂災害や浸水被害などの人災を引き起こします。

山や急斜面を含む土地での大規模な開発を許可する場合、林地開発予定地に隣接する住民の意識調査や土地の環境調査を行い、それを十分に反映させた判断をお願いしたく、陳情いたします。

署名者 46名

( 署名簿 — 省略 )

(件 名) 電動車両用の充電器・付帯設備の公共施設等への早期整備等についての陳情書

(陳情の要旨)

現在、鹿児島県においても本土を中心に環境に優しい電気自動車等の電動走行が可能な車両が増えてきております。これらの車両が増える事により環境問題やエネルギー問題、災害対策等の課題解決の一つになると思われます。またこれからの街づくりや観光にも新しい価値観をもたらすものと考えられます。

しかし本県では、これらの電動車両用充電インフラは薩摩川内市と民間大手の施設では整備されつつありますが、中小企業の施設、県や薩摩川内市以外の他の自治体の公共施設・離島ではまだほとんど整備されておられません。今後生活に欠かせないインフラとなるだけに早急の整備が必要と考えます。

2015年12月12日にはC O P 21においてパリ協定が採択され、今後益々環境政策やエネルギー政策は重視されることが予想され、同年6月の観光立国推進閣僚会議では「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」の中でも、E Vの充電施設を全国の道の駅に標準装備する、とするなど、国もビジョンを掲げており、熊本県の道の駅では、2015年11月5日現在で28駅中21駅で設置済みとなっております。

対して本県の道の駅では21駅中1駅という現状です。(国土交通省道路局HPより)民間レベルでは、今後場合によっては業績悪化による撤退等で充電器が使用出来なくなる事態が発生する可能性があり、それは街からインフラの消滅または縮小という事態を意味します。

是非とも本県も観光立県として公共施設等を中心とした充電器・付帯設備の整備を進めて、併せてセーフティーネットとして整備していただきたいのと、環境政策やエネルギー政策、災害時の非常用電源の面からも電動車両の普及に力を入れていただきたくお願い申し上げます。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

- 1 急速充電器・普通充電器・倍速充電器（普通充電器の2倍の充電機能と給電機能を持つ）の公共施設への早期設置（急速充電器の設置優先・付帯設備を含む）
- 2 電動車両や急速充電器・普通充電器・倍速充電器の購入・設置費用のための補助金の予算確保

(件名) 飲食店等の禁煙化の促進について

(陳情の要旨)

最近の報道によると、県下の登録された飲食店等の中、「禁煙店」が急増した旨報じられたことは記憶に新しく良い傾向であるが、更なる普及が必要である。

わが国では、WHOの勧告により「健康増進法」が制定され、広く国民に周知されて喫煙による健康被害が更に認識されるようになった。

同法第25条により殆どの公共的施設・場所は禁煙化されているが、飲食店等の禁煙化は殆ど進んでいない。

鹿児島市では、登録7024店中、禁煙登録は145店で全体の2.06%、その他の県全体では5341店中250店で4.68%と非常に低い。

今後、受動喫煙による健康被害を除くために、リスクの高い飲食店等の禁煙化を積極的に推進すべきである。

以上の実状に鑑み、県ならびに県下13保健所は、管下市町村の協力を得て、下記の要領により鋭意業務に取り組んでいただきたい。

#### 記

- 1 受動喫煙による健康被害を、あらゆるメディアを駆使して、啓発・啓蒙に努めること。
- 2 保健所長や識者による講演会、説明会等を年間を通して実施すること。
- 3 市町村と保健所は、情報共有を推進するために連絡会を設定する等協力体制を構築すること。
- 4 保健所は管下の業者の情報収集に努め、「禁煙店」への登録を、電話や訪問を通して勧めること。
- 5 飲食店の新規登録や更新の機会に、禁煙店へ登録を積極的に勧めること。

(件名) 産科医及び小児科医が常駐していない離島地域に対する出産支援  
事業費補助制度の拡充について

(陳情の要旨)

与論町における出生者数は、現在、年間に50人前後であります。町内に産科医及び小児科医が常駐していないことから、沖縄県など島外の医療機関での妊婦健診や出産を余儀なくされております。

このため、妊婦は、月に2・3回島の病院に来て巡回診療をしている産科医等から、母子の安全面をはじめ、妊婦の船・飛行機への搭乗には制約があることや出産日は不確定な要素がある点などに配慮して島外の出産する場所におおむね1か月前に渡航して待機するよう勧められることから、宿泊施設等に長期滞在し、分べん予定の医療機関で妊婦健診を受けながら出産に備えている実情にあります。

現在、与論町では、県の離島地域出産支援事業実施要綱に基づく島外出産支援事業を実施しており、交通費及び宿泊費について、それぞれ補助を行っておりますが、この補助額では到底足りず、島外出産に要する実際の経費総額とは大きな隔たりがあるのが実情であります。

特に、妊婦はもとより、その同伴・付添いも必要となる家族にとって、1か月前からの長期にわたる出産待機等に係る多額の費用は、家計面だけでなく、精神的な面でも大きな負担となっており、少子化対策の充実が時代の要請となっている中で、産科医及び小児科医が常駐していない離島における島外出産の実費に見合った補助制度の構築の必要性が痛感されるところであります。

今日、加速度的に進行する少子化は、奄美群島の島々の盛衰に関わる重要かつ喫緊の課題であり、この対策・解決なくして学校の存続、地域経済の活性化、住民福祉の向上など、離島の自立促進・振興発展はありえないと言っても過言ではありません。

つきましては、産科医及び小児科医が常駐していない離島の実情に一層の御理解を賜り、安心して出産し子育てができる環境を整備するため、現行の離島地域出産支援事業費補助制度を早期に拡充していただきますよう強く要望いたします。

(件名) 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める陳情書

(陳情の要旨)

貴職におかれましては、平素より県民の健康増進のために日夜ご尽力をされていることに深く敬意を表します。

財務省・財政制度等審議会は、社会保障分野の改革の方向として、70歳以上の高額療養費制度の限度額の引き上げ、後期高齢者の窓口負担の2割化等、患者負担増をもたらす制度を提言しています。(『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議(2016年5月18日)、「平成28年度予算の編成等に関する建議(2015年11月24日)」)

さらに、本年6月2日に公表された、経済財政諮問会議「経済財政運営と改革の基本方針2016」(骨太方針)においても、これらの改革を着実に推し進める観点から、社会保障分野において「負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化」を図るとしています。

しかし、いま経済的な理由で必要な受診ができない患者さんは増えています。鹿児島県保険医協会が会員医療機関に対して行った調査では、44%(医科38%、歯科57%)の会員医療機関が、経済的な理由による患者さんの治療中断を経験しています。さらに、47%(医科49%、歯科41%)が医療費負担を理由に治療や検査を断られたことがあると答えています。(別紙)

さらなる患者負担増は多くの国民から医療を遠ざけ、とりわけ治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫することになり、病気の早期発見・早期治療の観点からも懸念されます。

厚生労働省の調査によれば、生活保護を受給する世帯のうち、65歳以上の高齢者を中心とする世帯が、今年3月時点で過去最多の82.6万世帯に上り、初めて受給世帯の半数を超える50.8%となりました。高齢化が進む中、低年金や無年金で老後を迎え、身寄りもなく生活保護に頼る高齢者の貧困の深刻化が鮮明になっており、厚労省の担当者は「高齢者が就労できず、就労しても十分な収入を得られていない」と分析しています。

こうしたことから、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書を提出して頂けますよう、お願い致します。

(別紙 — 添付省略 — )

(件名) 子ども医療費の現物給付(窓口無料)を求める陳情書

(陳情の要旨)

鹿児島県の子ども医療費の助成制度は償還払い方式のため、手元にお金がないと受診をやめたり、回数を減らしたりする「受診抑制」がおこります。そのため必要な医療が受けられない状況が発生し、命にかかわる可能性があります。現物給付にすることで「医療費が増える」といった指摘がありますが、「子どもの命を平等に守る」「子どもが健全に育つ権利を保障する」ことがなによりも優先されるべきと考えます。

また、この償還払い方式をとっている都道府県は、わずか7県のみとなっており、九州では沖縄と鹿児島の2県で、全国的にも、九州の中でも本県は大変遅れています。

昨今、子どもの貧困の問題が取りざたされていますが、子どもの貧困は親の貧困の問題でもあります。特に子育て中の若い世代は収入が少なく、家計の中で、子どもの医療費の占める割合が大きくなり、若い世代にとっては負担が重くのしかかってきます。親の経済状況に関係なく、子どもたちの命は平等に守られるべきです。お金の心配をすることなく、どの子もいつでも受診できるように、現物給付方式への移行を進めることが急がれます。

以上のことから、貴県議会において、現物給付を実現するための積極的な審議をしていただきますよう陳情します。

〈陳情項目〉

- 一. 子ども医療費の助成制度を、現物給付(窓口無料)にしてください。

(件 名) 児童および障害のある人の福祉施策に関する陳情書 (1～4項)

(陳情の要旨)

1994年の児童の権利条約批准から遅れること20年、国連障害者権利条約が2014年に批准され、障害者差別解消法など国内法が少しずつ拡充されつつある中、本県においても「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が制定されたところです。社会的に弱い立場にある人の権利保障も含めて、障害があってもなくても、誰もが差別されることなく、分け隔てなく育ち、暮らし、働くことのできる鹿児島を実現するために、県民みんなで力を合わせていけたらと願います。

これらの動きの一方、近年全国的に国民の貧困化や所得格差が拡大する中で、高齢者、障害者、ひとり親家庭、子どもの貧困が社会問題化しています。また介護保険制度や障害福祉制度においては「負担は厚く、支援は薄い」状態が年々深刻化しており、さらに営利企業の福祉参入を許す等の制度設計によって、「社会福祉」は本来の意味を急速に失いつつあります。福祉・保育労働従事者の相次ぐ離職など慢性的な担い手不足によって社会福祉の現場は様々な問題が山積し、日々深刻化しています。

社会保障改革の名のもとに、「自己責任」や「自助」が声高に叫ばれています。生存権を規定した憲法25条、幸福追求権を規定した憲法13条を真の意味で守り、障害があってもなくても誰もが自由と幸福のもとで安心して暮らしていける地域や社会をつくるため、以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情いたします。

記

- 1 障害のある方が介護保険に切り替わったときに、今まで使っていた制度が利用できなくなったりします。介護保険優先原則ではなく、その人に合わせた制度利用が出来るようにしてください。
- 2 入院時に家族以外でも付き添えるように、入院時付き添い制度を創設してください。
- 3 児童通所発達支援の利用申請から利用開始までの期間がより短縮できるよう配慮してください。
- 4 児童の放課後等デイサービス事業における受給量制限を撤廃するよう国に働きかけてください。
- 5 保育園の3歳以上の子どもが主食を持ってこなくてもよいように、完全給食を実現してください。
- 6 障害者差別解消法や障害者差別解消条例の理念が県民の文化として深く根づいていくための、具体的な手だてを講じてください。
- 7 福祉職の深刻な人手不足対策のため、早急に処遇改善にとりくむよう国に働きかけてください。

署名者 16,146名

( 署名簿 — 添付省略 )

(件名) ウミガメが上陸産卵しやすい海岸作りについて(1, 2項)

(陳情の要旨)

鹿児島県は全国一のウミガメの上陸産卵頭数があり、県のウミガメ保護条例が制定され保護活動や生態研究を行うことになっている。しかし、ウミガメを取り巻く環境の変化は厳しいものがあり、世界中でウミガメの種の存続が危ぶまれ、早急な対策が必要と言われている

そこで、下記事項を陳情する。

記

- 1 現在ウミガメの上陸産卵が確認されている海岸が、今後も開発などで減少しないよう県議会から関係機関に働きかけていただきたい。
- 2 ウミガメが上陸産卵しやすく、またふ化した子ガメが海に帰りやすい海岸作りを県議会から関係機関に働きかけていただきたい。
- 3 県民に、「鹿児島県ウミガメ保護条例」や鹿児島県内のウミガメの産卵状況、ウミガメを取り巻く環境の変化により種の存続が危ぶまれていることなどがわかりやすく伝わるよう、ウェブページを開設したり、パンフレットを作成して学校で配布したりするなど、啓発活動を積極的に行うよう県議会から県へ働きかけていただきたい。

(件名) ひとり親家庭の医療費助成制度、重度心身障がい者医療費制度の  
現物給付（窓口無料）を求める陳情書

(陳情の要旨)

日頃のご奮闘に敬意を表します。

鹿児島県のひとり親家庭医療費助成制度、重度心身障がい者医療費助成制度は償還払いのため、手元にお金がないと受診をやめたり、回数を減らしたり、いわゆる「受診抑制」が働きます。子どもに限らず受診抑制はあってはなりません。特にこどもは心身の成長期にあり、かつ、親や社会を選ぶことはできません。成長期にある子どもに受診抑制が発生すれば、将来にわたって取り返しのつかない事態になってしまいかねません。必要な医療が受けられるようにすべきです。

昨今、子どもの貧困の問題が取りざたされますが、母子家庭の半数が貧困ラインだといわれています。部活、洋服、本など当たり前子どもたちにしてあげたい事が、してあげられない家庭がふえているという報道などを見るにつけ、胸がいつぱいになります。また、障がい者の薬や、装具などが高額で、後から返ってくるといっても、一旦支払うためのお金の準備に大変苦勞しています。

子どもの命は平等です。親の経済状況に関係なく必要な医療が受けられるようにすることは何をおいても最優先される事だと思います。

現在、ひとり親家庭、重度心身障がい者の医療費助成は全額、後日返ってきます。そうであれば、窓口で無料にするのは難しい事ではないと思います。早急に実現していただきますようお願いいたします。

(件名) 県民へ安定ヨウ素剤の事前配布を求める陳情書

(陳情の要旨)

2011年の福島第一原発の重大事故では、高濃度の放射性物質が広範囲に飛散しました。事故の収束をみないまま、九州電力川内原発1・2号基が再稼働しています。

現在、川内原発5キロ圏内(PAZ)の住民へは、放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれることを抑えるための安定ヨウ素剤の事前配布がありますが、5キロ圏外の住民へはありません。福島の原発事故でも明らかなように、放射性物質はPAZ内に留まらず、どこまでも拡散していきます。

事故が起きた際に、すぐに安定ヨウ素剤を摂取できるか否かは、甲状腺ガンの発生のリスクやその後の健康障害に大きく影響します。

また、地震や台風などの複合災害となった場合は、道路や家屋の破壊により避難もままならないうえ、安全に配布することも困難を極めると考えられます。万が一の原子力災害時にも甲状腺被曝を最小限に抑えるためには安定ヨウ素剤を事前配布することが最善策と考えます。少なくとも、希望する住民には事前配布すべきです。

以上のことから、原子力災害から県民の命と健康を最優先に守るために、以下の事項を陳情いたします。

(陳情項目)

- 一. 原子力災害時の甲状腺被曝を抑えるために、5キロ圏外の県民にも安定ヨウ素剤を事前配布してください。少なくとも希望者には事前配布してください。

(件名) 国民健康保険都道府県単位化に係る意見書採択についての陳情

(陳情の要旨)

2018年4月からの国民健康保険都道府県単位化にむけて、厚生労働省は昨年10月に事業費納付金及び標準保険料(税)率の簡易計算システムを都道府県におろし11月末と1月末の2回の試算を報告することとしていました。しかし、未だその試算内容が明らかにされず、各市町村は来年の保険料(税)がどうなるのかさえ議論できない状況となっています。

保険料(税)がどうなるのか、被保険者にとって暮らしを左右する大変重要な問題です。各市町村には低所得者の保険料(税)を軽減するなど地域の実情に応じて制度を定めてきた歴史があるにも関わらず、いまだ具体的な数字が出されず何の説明もないまま国民健康保険事業方針だけが決定されようとしていることについて、事業費納付金、標準保険料(税)試算を一刻も早く公表することを要望し、併せて県議会から国に対して以下の内容について要請していただくことを陳情いたします。

(陳情内容)

以下の点について国に対して意見書を採択されるよう陳情する。

- ①一般会計法定外繰入、保険料(税)決定など、市町村における独自の権限を侵害しないこと。
- ②準備が整わないままの拙速な実施はせず、延期することも検討すること。
- ③国に対し、国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を求めること。

(件名) 鹿児島県が気候寒冷化についての検討会を立ち上げ、その可能性と対策について検討し、その結果を公表することを求める陳情

(陳情の要旨)

この6月1日、トランプ米大統領は、地球温暖化対策の国際的な取り決めであるパリ協定から米国が離脱し、米労働者に有利な新たな枠組みを目指して再交渉する意向だと発表しました。

人の本心がどこにあるかを見るには発言よりも行動を見るのが重要です。盛んに温暖化が先進国によって宣伝されていますが、「地球史的には6千万年前ほどから気温は低下し続けている」([https://www.kwasan.kyoto-u.ac.jp/hosizora/astron/astron3/astron3\\_p13-24.pdf](https://www.kwasan.kyoto-u.ac.jp/hosizora/astron/astron3/astron3_p13-24.pdf))のが事実です。

この100年程度、気温上昇傾向があることも事実ですが、温暖化の原因である二酸化炭素ガスなどの温暖化ガスの増加は産業革命以来徐々に起こって来ていて、とても緩やかなものです。

寒冷化は「雲が日光を遮り、暖まりやすく冷えやすい陸地がより寒冷化」(参考資料K-1)という仕組みです。雲によって日射が遮られることが原因であり、雲が出来る原因は「放射線が大気とぶつかって生じるイオンが増えた」(参考資料K-1)ことや火山噴火によって大気中に放出された「二酸化硫黄が上空で化学変化し、空气中を漂う微粒子『硫酸エアロゾル』が大量に生成。数年以内に日射がエアロゾルに遮られて約75%減少し、地球が急速に寒冷化」(参考資料K-2)します。

M9前後の超巨大地震は地球規模で連鎖することが歴史的に分かっています。2004年スマトラ島沖地震M9から2011年東北地方太平洋沖地震M9と実際に連鎖していますが、前回の連鎖は1952年カムチャツカ地震から1960年チリ地震、1964年アラスカ地震に至るものです。M9地震はそれだけプレートが大規模に動くので、地球規模で連鎖せざるを得ないのです。その結果、海のプレートが陸のプレートの下へ沈み込む活動も活発化し、マグマの生成が盛んになります。マグマの生成が活発化すれば火山噴火が起こることは明らかであり、日本でも、既に西之島の噴火活動活発化が伊豆・小笠原海溝からの太平洋プレートの沈み込み活発化により起こっています。

噴火による寒冷化は、例えば日本でも1993年に起こっています。1993年米騒動がそれで、1993年の日本における記録的な冷夏による米不足現象です。20世紀最大級ともいわれる1991年6月のフィリピン・ピナツボ山の噴火が原因となり発生したとされています。夏の気温が平年より2度から3度以上、下がったと言われています。

「夏のない年」(参考資料K-3)という寒冷化が、1815年のインドネシア中南部、スンバワ島に位置するタンボラ山の噴火などにより起こっています。北ヨーロッパ、アメリカ合衆国北東部およびカナダ東部で、冷夏により農作物が壊滅的な被害を受けました。

二酸化炭素などの温暖化ガスによる温暖化効果があるのは事実ですが、その影響は非常にゆっくりです。しかし、火山噴火は地球規模で急激に増加することがあり、事実現在アイスランド、フィリピン、アリューシャン、チリなどで頻発しています。

ほとんど報道には挙がりませんが、「太平洋火山帯の噴火活動がさらに激化。今現在噴火している火山の数は今年最高の『37』に上昇」(参考資料K-4)ということであり、また、環太平洋火山帯には属さないアイスランドでは2010年のエイヤフィヤトラヨークトルの噴火があり、ヨーロッパ一帯の飛行機が火山灰をエンジンに吸い込む可能性があるため混乱しました。

桜島の噴火活動も、大正噴火程の大噴火はまだまだ有り得ませんが、フィリピン海プレートの沈み込み活発化は現在進行中であるため、今後ある程度活発化します。

以上の趣旨により、下記のことを陳情します。

#### 記

鹿児島県が気候寒冷化についての検討会を立ち上げ、その可能性と対策について検討し、その結果を公表すること。

以上

(参考資料添付省略)

(件名) 鹿児島県内の地熱資源をより有効利用するため、地熱井戸掘削許可についての既に存在する基準を明文化して、公開することを求める陳情

(陳情の要旨)

鹿児島県の平成29年度当初予算案は一般会計を約8100億円としています。しかし、鹿児島県の自主財源は約2600億円であり、他の多くの県と同じく3割程度しかありません。7割程度を国や公債に頼っているのです。首都直下地震や関東大震災の発生は近く、国の財政が破たんしてしまえば、県の財政も行き詰る可能性はかなりあります。

しかし、九州は地熱の宝庫であり、大分県に劣らないほどの地熱資源が鹿児島県にはあります。きちんと地熱開発をすれば、県民も、電力会社を含めた事業者も、自治体も大きな利益を受けます。ところが、地熱開発に伴う井戸掘削について、鹿児島県は一切審査基準の公開をしていません。

大分県は「大分県環境審議会温泉部会内規(抜粋)」(参考資料C-1)で、  
「温泉ゆう出目的の土地掘削は、既設泉から60m(噴気、沸騰泉からは150m)以内の地点では認めない」

「口径80A以内で大深度の掘削、増掘を行う場合」、「掘削予定地点と既存泉の距離を測定し、150m以上離れていること」

「口径80A超150A以内で掘削、増掘を行う場合」、「掘削予定地点と既存泉の距離を測定し、300m以上離れていること」

などと規定し、更に、県内を特別保護地域と保護地域及びその他に分け、具体的な距離規制の内容を「既設泉から100m以内の地点では掘削を認めない」等として公開しています。

温泉源の深さは数十メートルから数百メートル、または数千メートルと様々です。また源泉が広域に水平に近い形で広がっている地域もあれば、垂直に深く広がっている場合もあります。源泉は天水の供給を受けているわけで、平均的な降雨量は地域により異なります。その意味で地域により、開発可能な資源量は変化します。この様な事情により、全ての場合について細かい規制基準を作成することは不可能です。

しかしながら、全く規制基準を作ることが出来ないわけではなく、ある程度大まかな基準は設けることが可能ですし、実際に大分県は大まかな基準を公開しています。

ある程度でも大まかな基準があることで、許可するかどうかの判断はずっと容易になります。そのため、鹿児島県でも既に大まかな基準は運用されているのです。自分も事業者の方から150mの距離規制が指宿市内ではされていると何回も聞いています。

しかし、鹿児島県は、そういった規制基準を一切公開していません。そもそも、大分県にある内規と同等なものが存在するかどうかさえはつきりしていません。このような状況下で地熱開発しようとする、かなりの時間をかけて規制の担当課へ出向き、何度も相談することが必要になってしまいます。そういった不便を改善し、既に行われている規制を公開することで、地熱資源の有効利用が促進されます。このことは県の財政の改善にもつながりますし、県民の安心の担保にもなります。

更に、指宿市の地熱開発についての協議会の議事録を見ると、2016年9月の県の担当課との打ち合わせでは既存の井戸から150m離すことが許可条件だと言われたが、12月に急に「200m離しなさい」と言われたという事業者の方の発言がありました。このことについて、県の担当課に先日電話で話を聞くと、150mと言う基準があるかどうかとか、距離規制について200mという話をしたかどうかさえはつきりしたお答えを頂けませんでした。これでは、開発をしようと言う事業者の方は行政に振り回されてしまいます。

以上の趣旨により下記のことを陳情します。

#### 記

温泉井戸掘削の許可について、既に運用されている大まかな基準を明文化して公開すること。

以上

(参考資料添付省略)